

建設工事で発生した建設汚泥を処理したものを自ら利用する排出事業者の皆さまへ

建設工事に伴い生じた産業廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って、適正に処理しなければなりません。

産業廃棄物の減量化・資源化を図るため、杭打工事などの建設工事で発生した建設汚泥をセメント等の固化剤により処理したもの（建設汚泥処理物）を排出事業者自らが利用する場合には、以下の事項に留意してください。

1. 建設汚泥とは

(1) 建設汚泥と土砂の違い

杭打工事など工作物の建設工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く泥状のものは「土砂」ではなく、産業廃棄物である「建設汚泥」として取り扱ってください。

泥状とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、土の強度を示す指標でいえば、コーン指数が概ね 200 kN/m² 以下または一軸圧縮強度が概ね 50kN/m² 以下の状態をいいます。

なお、土砂か建設汚泥かの判断は、工事に伴って排出される時点で行います。

たとえ、排出後に天日乾燥するなどして泥状でなくなったとしても、土砂とはならず、建設汚泥として取り扱わなければなりません。

(2) 建設汚泥処理物

建設汚泥に処理を加えた後の物で、例として以下のものが考えられます。

- ・建設汚泥にセメント等の固化剤を混練し、流動性を有する状態で安定化させたもの
- ・建設汚泥に石灰等の固化剤や添加剤を加え脱水させたもの
- ・建設汚泥を脱水・乾燥させたもの

2. 建設汚泥処理物の自ら利用について

(1) 自ら利用

ここで、「自ら利用」とは、他人に有償売却できる性状のものを排出事業者が自ら利用することを言います。

排出事業者が建設汚泥処理物を建設資材として自ら利用しようとする場合、必ずしも他人への有償譲渡という形態をとる必要はありませんが、以下の(2)～(6)に記載するとおり、当該建設汚泥処理物が生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのない形態であり、客観的価値が認められるものでなくてはなりません。

(2) 廃棄物該当性の判断

廃棄物とは、排出事業者が利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になった物をしていい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して排出事業者が判断してください（詳細は、資料1の環境省通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」を参照）。

また、建設汚泥処理物を土砂と称して処理料金に相当する金品を渡し、残土処分場に埋め立てることは不法投棄と見なされるので注意してください。

なお、建設汚泥又は建設汚泥処理物に土砂を混入したものは、自然物たる土砂とは異なりまですので注意してください。

(3) 利用用途

建設汚泥処理物の建設資材としての利用用途は、工作物・建築物の埋め戻しや土木構造物の裏込め等が考えられますが、建設汚泥処理物が利用用途に応じた品質であることを確保するとともに、生活環境の保全上の支障が生じないようにすることが必要です。

また、実際の工事において必要以上の建設汚泥処理物を投入したり、工事終了後、計画とは異なる用途に用いられたりするような場合には、これらのことについて合理的な理由が認められない限り、実際には当初から主に不要物の脱法的な埋立処分が目的であったと見なされるので注意してください。

(4) 処理方法

建設汚泥の処理方法としては、セメント等固化剤による固化、脱水、乾燥等の処理が考えられますが、建設汚泥の性状、発生量、利用目的等に応じて、適切な処理方法を選定してください。

(5) 品質の確保

①コーン指数、一軸圧縮強度

泥状でないことを判断するため、コーン指数が概ね 200 kN/m² または一軸圧縮強度が概ね 50kN/m² よりも大きい値であることを確認するだけでなく、建設資材としての利用用途に応じたコーン指数等の品質基準値を満足することを確認してください。

②六価クロム溶出量

建設汚泥を処理のためにセメント及びセメント系固化剤を使用した場合、建設汚泥処理物の六価クロム溶出量が土壤環境基準値(0.05mg/L)以下であることを確認してください。

③その他

建設汚泥処理物が有害物質を含有する場合や高いアルカリ性を有し周辺水域へ影響を与える場合は、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるため、産業廃棄物として適切に管理する必要があります。

また、国土交通省が策定した「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等」では、環境基本法に基づく土壤環境基準または土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合しない建設汚泥はガイドラインの対象外としています。

(6) 書類の作成

建設汚泥処理物の自ら利用を行う際、神戸市への届出は不要ですが、より適正な再生利用を図る観点から、処理方法、利用用途等を記載した「利用計画書」を工事着手前に作成し、その実施状況を記録するとともに、これら書類については発注者から確認を受けて、一定期間、保管してください。

3. 建設汚泥の自ら利用を行う際の参考となる通知及びガイドライン

(1) 「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」(平成 17 年 7 月 25 日 環境省) 資料 1

建設汚泥処理物について廃棄物に該当するかどうかを判断する際の基礎となる指針です。

(2) 「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成 23 年 3 月 30 日 環境省) 資料 2

土木建築に関する工事に伴い生ずる廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って適正に処理するために必要な具体的な処理手順等を示したものです。

(3) 「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等」(平成 18 年 6 月 12 日 国土交通省) 資料 3

建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理に当たっての基本方針、具体的実施手順を示したものです。

お問い合わせ先

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2階

神戸市環境局事業系廃棄物対策課(民間施設担当) TEL 078-595-6190(直通)

環廃産発第 050725002 号
平成 1 7 年 7 月 2 5 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について

工作物の建設工事に伴って大量に排出される産業廃棄物たる建設汚泥（「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成 1 3 年 6 月 1 日付け環廃産発第 2 7 6 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）で規定する建設汚泥をいう。

以下同じ。）に中間処理を加えた後の物（ばいじん等他の廃棄物を混入している物は含まない。以下「建設汚泥処理物」という。）については、土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり、「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれる事例が多発している。

建設汚泥処理物（※ 1）については、建設汚泥に人為的に脱水・凝集固化等の中間処理を加えたものであることから、中間処理の内容によっては性状等が必ずしも一定でなく、飛散・流出又は崩落の恐れがあることに加え、有害物質を含有する場合や、高いアルカリ性を有し周辺水域へ影響を与える場合もある等、不要となった際に占有者の自由な処分に任せると不適正に放置等され、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある。

そのため、建設汚泥処理物であって不要物に該当するものは廃棄物として適切な管理の下におくことが必要である。その一方で、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない適正な再生利用については、積極的に推進される必要がある。

そこで、循環型社会形成推進のため、また、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改訂）」（平成 1 7 年 3 月 2 5 日閣議決定）を受け、建設汚泥処理物について廃棄物に該当するかどうかを判断する際の基礎となる指針を以下のとおり示す。

※ 1 建設汚泥処理物の例

- ・建設汚泥にセメント等の固化剤を混練し、流動性を有する状態で安定化させたもの
- ・建設汚泥に石灰等の固化剤や添加剤を加え脱水させたもの
- ・建設汚泥を脱水・乾燥させたもの

記

第一 建設汚泥処理物の廃棄物該当性判断に係る基本的考え方

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

特に建設汚泥処理物については、建設資材として用いられる場合であっても、用途（盛

土、裏込め、堤防等）ごとに当該用途に適した性状は異なること、競合する材料である土砂に対して現状では市場における競争力がないこと等から、あらかじめその具体的な用途が定まっておらず再生利用先が確保されていないならば、結局は不要物として処分される可能性が極めて高いため、その客観的な性状だけからただちに有価物（廃棄物に該当しないものをいう。以下同じ。）と判断することはできない。また、現状において建設汚泥処理物の市場が非常に狭いものであるから、建設汚泥処理物が有償譲渡される場合であってもそれが経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要であり、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもってただちに有価物と判断することも妥当とは言えない。これらのことから、各種判断要素を総合的に勘案して廃棄物であるか否かを判断することが必要である。

なお、建設汚泥又は建設汚泥処理物に土砂を混入し、土砂と称して埋立処分する事例が見受けられるところであるが、当該物は自然物たる土砂とは異なるものであり、廃棄物と土砂の混合物として取り扱われたい。

第二 総合判断に当たっての各種判断要素の基準

具体の事例においては、以下の一から五までの判断要素（以下「有価物判断要素」という。）を検討し、それらを総合的に勘案して判断することによって、当該建設汚泥処理物が廃棄物に該当するか、あるいは有価物かを判断されたい。

また、建設汚泥処理物の廃棄物該当性（又は有価物該当性）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規制の対象となる行為ごとにその着手時点において判断することとなる。例えば、無許可処理業に該当するか否かを判断する際には、その業者が当該処理（収集運搬、中間処理、最終処分ごと）に係る行為に着手した時点であり、不法投棄に該当するか否かを判断する際には、投棄行為に着手した時点となる。したがって、例えば不法投棄が疑われる埋立処分行為がなされた後に、当該建設汚泥処理物の性状等が変化した場合であっても、当該埋立処分行為がなされた時点での状況から廃棄物該当性を判断することが必要である。

一 物の性状について

当該建設汚泥処理物が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ飛散・流出、悪臭の発生などの生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないものであること。当該建設汚泥処理物がこの基準を満たさない場合には、通常このことのみをもって廃棄物に該当するものと解して差し支えない。

実際の判断に当たっては、当該建設汚泥処理物の品質及び再生利用の実績に基づき、当該建設汚泥処理物が土壌の汚染に係る環境基準、「建設汚泥再生利用技術基準

（案）」（平成11年3月29日付け建設省技調発第71号建設大臣官房技術調査室長通達）に示される用途別の品質及び仕様書等で規定された要求品質に適合していること、このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていること等を確認する必要がある。

二 排出の状況

当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであること。

実際の判断に当たっては、搬出記録と設計図書の記載が整合していること、搬出前の保管が適正に行われていること、搬出に際し品質検査が定期的に行われ、かつその検査結果が上記一の「物の性状」において要求される品質に適合していること、又は搬

出の際の品質管理体制が確保されていること等を確認する必要がある。

三 通常の見扱ひ形態

当該建設汚泥処理物について建設資材としての市場が形成されていること。なお、現状において、建設汚泥処理物は、特別な処理や加工を行った場合を除き、通常の脱水、乾燥、固化等の処理を行っただけでは、一般的に競合材料である土砂に対して市場における競争力がないこと等から、建設資材としての広範な需要が認められる状況にはない。

実際の判断に当たっては、建設資材としての市場が一般に認められる利用方法（※2）以外の場合にあっては、下記四の「取引価値の有無」の観点から当該利用方法に特段の合理性があることを確認する必要がある。

※2 建設資材としての市場が一般に認められる建設汚泥処理物の利用方法の例

- ・焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整しドレン材として用いる場合
- ・焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整し路盤材として利用する場合
- ・スラリー化安定処理した上で、流動化処理工法等に用いる場合
- ・焼成処理した上で、レンガやブロック等に加工し造園等に用いる場合

四 取引価値の有無

当該建設汚泥処理物が当事者間で有償譲渡されており、当該取引に客観的合理性があること。

実際の判断に当たっては、有償譲渡契約や特定の有償譲渡の事実をもってただちに有価物であると判断するのではなく、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要である。

また、建設資材として利用する工事に係る計画について、工事の発注者又は施工者から示される設計図書、確認書等により確認するとともに、当該工事が遵守あるいは準拠しようとする、又は遵守あるいは準拠したとされる施工指針や共通仕様書等から、当該建設汚泥処理物の品質、数量等が当該工事の仕様に適合したものであり、かつ構造的に安定した工事が実施される、又は実施されたことを確認することも必要である。

五 占有者の意思

占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡しようとする、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思があること。したがって、占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではない。

実際の判断に当たっては、上記一から四までの各有価物判断要素の基準に照らし、適正な再生利用を行おうとする客観的な意思があるとは判断されない、又は主に廃棄物の脱法的な処分を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず廃棄物に該当するものと判断される。

第三 自ら利用について

自ら利用についても、第二で規定する各有価物判断要素を総合的に勘案して廃棄物該当性を判断する必要がある。

ただし、建設工事から発生した土砂や汚泥を、適正に利用できる品質にした上で、排出事業者が当該工事現場又は当該排出事業者の複数の工事間において再度建設資材として利用することは従来から行われてきたところであり、このように排出事業者が生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められ

資料1 (4/4)

る建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、自ら利用に該当するものである。

排出事業者の自ら利用についての実際の判断に当たっては、第二で規定する各有価物判断要素の基準に照らして行うこと。ただし、通常の見取り形態については、必ずしも市場の形成まで求められるものでなく、上述の建設資材としての適正な利用が一般に認められることについて確認すること。また、取引価値（利用価値）の有無については第二の四の後段部分を参照すること。

なお、建設汚泥の中間処理業者が自ら利用する場合については、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、当該建設汚泥処理物が他人に有償譲渡できるものであるか否かにつき判断されたい。

第四 その他の留意事項

一 実際の利用形態の確認

建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断については、建設資材等と称する建設汚泥処理物の不適正処理が多発している現状にかんがみ、当初の計画時は有価物に該当するとされたものであったとしても、実際の工事において必要以上の建設汚泥処理物を投入したり、計画に反する品質の建設汚泥処理物や施工方法が用いられたり、工事終了後、計画と異なる用途に用いられたりするような場合には、これらのことにつき合理的な理由が認められない限り、実際には当初から主に不要物の脱法的な埋立処分を目的としたものであったと考えられ、当該建設汚泥処理物は当初から廃棄物であったものと判断される。

そのため都道府県（保健所を設置する市にあっては市。以下同じ。）においては、必要に応じ法第18条第1項に規定する報告徴収又は法第19条第1項に規定する立入検査（以下「報告徴収等」という。）を実施し、当初の計画が確実に実施されていることを確認する必要がある。

また、都道府県にあらかじめ相談することなく事業を行い、その結果として建設汚泥処理物を廃棄物として不適正に処理した疑いがある事案においては、報告徴収等を通じた現場の状況の確認及び当該建設汚泥処理物の採取・分析、関係資料の収集並びに関係者からの事実確認等を行い、第二で規定する各有価物判断要素の基準に基づき厳正に廃棄物該当性を判断されたい。

二 建設汚泥の再生利用に係る環境大臣による認定制度及び都道府県知事による指定制度

法第15条の4の2の規定による環境大臣の認定を受けた者が、当該認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、かつ、これらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることから、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値（自ら利用する場合には利用価値）を有するものとして取り扱うことが可能である。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号及び第10条の3第2号の規定による都道府県知事又は保健所設置市市

長による建設汚泥の再生利用に係る指定制度（以下「指定制度」という。）において、環境大臣の認定制度と同等の判断基準等が採用されている場合には、当該指定制度の下で再生された建設汚泥処理物について同様の取扱いをして差し支えない。

三 都道府県知事による指定制度に係る通知の発出

上記二の要件を満たす指定制度については、本通知の趣旨を踏まえ、追って新たにその運用について通知する予定である。

環廃産第 110329004 号

平成 23 年 3 月 30 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）

産業廃棄物行政については、かねてからご尽力いただいているところであるが、今般、平成 13 年 6 月 1 日付け環廃産発第 276 号をもって通知した「建設廃棄物処理指針」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号）等の施行を踏まえ、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」として取りまとめたので通知する。なお、貴職におかれては、指針を関係者に周知し、指針に沿った建設廃棄物の適正な処理の確保につき指導の徹底に努められたい。

おって、平成 6 年 8 月 31 日付け衛産発第 82 号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」及び平成 13 年 6 月 1 日付け環廃産発第 276 号本職通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」は廃止する。

熱しゃく減量の測定方法は、試料を乾燥機等により $105^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ で十分乾燥させた後、電気炉を用いて $600^{\circ}\text{C} \pm 25^{\circ}\text{C}$ で3時間強熱して行うほか、昭和52年環境第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」別紙2のIIの2から4までに記載された方法を参考とする。

(5) 木くずの取扱い

建設工事に伴い発生する抜根、伐採材については、建設業に係る木くずとして扱われるものである。

(6) 建設現場、現場事務所等から排出される廃棄物の取扱い

建設現場、現場事務所等から排出される生ごみ、紙くず等の生活系廃棄物は一般廃棄物となるので、工事から直接排出される廃棄物とは分別して処理することが必要である。



(7) 建設汚泥の取扱い

地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥（以下「建設汚泥」という。）として取り扱う。また、粒子が直径74マイクロメートルを超える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。

泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね

200 kN/m^2 以下又は一軸圧縮強度がおおむね 50 kN/m^2 以下である。

しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要がある。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

この土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとする。掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなる。

参考として、次に代表的掘削工法について例示する。

9. 再生利用

- (1) 元請業者及び発注者は、建設廃棄物の減量化・資源化を図るため、建設廃棄物の再生利用に努める。
- ① 発生する廃棄物を有償売却できる性状のものとし、売却あるいは自ら利用に努める。
 - ② 再生処理を行っている者に委託する。
 - ③ 必要に応じ、再生利用認定制度、再生利用指定制度を活用する。
 - ④ 新規工事等においては、他で販売されている再生骨材等を積極的に利用する。
- (2) 再生利用に当たっては、利用用途に応じた品質を確保するとともに、生活環境の保全上支障が生じないようにしなければならない。特に、建設汚泥に中間処理を加えた後の物（以下「建設汚泥処理物」という。）については、建設資材として用いられる場合であっても、不要物に該当するものは廃棄物として適切な管理の下におくこと。

(解説)



(1) 自ら利用

「自ら利用」とは、他人に有償売却できる性状のものを排出事業者（占有者）が自ら使用することをいい、他人に有償で売却できないものを排出事業者が使用することは「自ら利用」に該当しない。

なお、有償売却できる性状のものとは、利用用途に照らして有価物に相当する品質を有するものをいう。建設汚泥及びがれき類の自ら利用に当たっては、その利用用途に応じた適切な品質を有していることが必要である。

(2) 有償売却

廃棄物を破碎や選別等の処理を行い、有価物として、他の排出事業者の現場等で再生利用が出来るようにする必要がある。

当然のことながら、形式的、脱法的な有償売却は、廃棄物の処理として取り扱われるものであること。

(3) 再生資材の利用

元請業者及び発注者は、他の排出事業者から排出された廃棄物で破碎や選別等の処理により再生された骨材等の利用に積極的に努めることが必要である。



(7) 建設汚泥処理物を土質材料として利用する場合には有害物質が含まれていてはならない。したがって、利用に先立ち、汚泥の再生利用認定に係る金属等の基準（平成9年厚生省告示第261号別表参照）を満足していることが必要となる。また建設汚泥処理物の利用にあたっては、生活環境の保全上支障が生じないよう品質、適用用途について十分検討を行うこと。建設資材として用いられる場合であっても、その客観的な性状だけからただちに有価物と判断することはできないため、建設汚泥処理物の廃棄物該当性については、慎重に判断すること。具体的には、平成17年環廃産発第05

0725002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」を参考とすること。

がれき類を再生資材として利用する場合は、有害物質の付着や含有がないことを確認する必要がある。またその利用にあたっては、生活環境の保全上支障が生じないよう品質、適用用途について十分検討すること。

(8) 建設廃棄物の再生利用を促進するため、発注者と排出事業者は十分協議すること。



TOP / 建築副産物の現状 / 建設汚泥対策 / 建設汚泥ガイドライン等

建設汚泥対策

建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等の策定について

<策定した通知類>

○建設汚泥の再生利用に関するガイドラインについて

本ガイドラインは、建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理に当たっての基本方針、具体的実施手順を示すことにより、建設汚泥の再生利用を促進し、最終処分場への排出量の削減、不適正処理の防止を図ることを目的に策定したものです。

 [建設汚泥ガイドライン 本文](#) (PDF, 150KB)

○建設汚泥の再生利用に関する実施要領について


本実施要領は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に定めている対象建設工事において、発注者が元請業者に対し遵守させる事項などを定めたものです。

- | | |
|---|---|
|  実施要領 本文 | (PDF, 19KB) |
|  要領 様式1~4(記入例) | (PDF, 646KB) |
|  様式 1 (PDFver, 42KB) |  様式 1 (一太郎ver, 40KB) |
|  様式 2 (PDFver, 45KB) |  様式 2 (一太郎ver, 41KB) |
|  様式 3 (PDFver, 41KB) |  様式 3 (一太郎ver, 43KB) |
|  様式 4 (PDFver, 64KB) |  様式 4 (一太郎ver, 47KB) |

※上記の様式1~4の一太郎ファイルについては、それぞれ書類作成時にご活用ください。『様式1:発注者作成、様式2~4:元請業者作成』
※ダウンロード(電子データ保存)方法は、[こちら](#)をクリックしてください。


○建設汚泥処理土利用技術基準について

本技術基準は、「建設汚泥再生利用技術基準(案)」(平成11年3月29日)の適用用途標準に新たに「建築物の埋戻し」、「鉄道盛土」、「空港盛土」を追加するなど、建設汚泥処理土を利用する際の技術的な基準を定めたものです。

 [建設汚泥処理土利用技術基準 本文](#) (PDF, 122KB)

○公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」について

「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」の策定に合わせ、従前から運用されてきた「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」(平成14年5月30日)に建設汚泥に関する記述を追加したものです。

 [リサイクル原則化ルール 本文](#) (PDF, 15KB)

<問い合わせ先>(国土交通省代表 03-5253-8111)

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| 大臣官房 技術調査課 | 野崎(内線22352 夜間直通 03-5253-8221) |
| 大臣官房 公共事業調査室 | 水口(内線24295 夜間直通 03-5253-8258) |
| 大臣官房 官庁営繕部 設備・環境課 | 村上(内線23832 夜間直通 03-5253-8578) |
| ○総合政策局 事業総括調整官室 | 田中(内線24523 夜間直通 03-5253-8271) |



PDFファイルを開くためには無料のAdobe Readerが必要です。
[こちら](#)から入手できます。

「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等」の中の

「建設汚泥処理土利用技術基準（抜粋）」

資料3(2/2)

(別紙)

建設汚泥処理土利用技術基準

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理土の土質特性に応じた区分基準および各々の区分に応じた適用用途標準を示すことにより、建設汚泥の適正な再生利用の促進を図ることを目的とする。

2. 適用

本基準は、建設汚泥を建設資材（土質材料等）として盛土等に再生利用する場合に適用する。なお、環境基本法に基づく土壤環境基準および土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合しないものは、本基準の対象外とする。

3. 留意事項

本基準を適用し、建設汚泥を再生利用するに当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）等の関係法規を遵守し、特に生活環境の保全に留意しなければならない。

4. 建設汚泥の定義

「建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの」を建設汚泥という。この場合、建設汚泥は産業廃棄物のうち無機性の汚泥として取り扱われる。建設汚泥に該当する泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね 200kN/m^2 以下または一軸圧縮強さがおおむね 50kN/m^2 以下である。なお、地山掘削に伴って生じる掘削物および浚渫土については、土砂および土砂に準ずるものであり、廃棄物処理法の対象外である。